

本 カ 幼 号  
平成 28 年 12 月 28 日

保護者の皆様へ

本別カトリック幼稚園  
園長 岩淵 つた子

### 入園説明会会議録等の送付について

寒さも増し、年の暮れの慌ただしさを感じられる今日この頃、保護者の皆様お変わりなくお過ごしのことと存じます。

過日行われました認定こども園の説明会において、出席者の方からいただきました質疑につきまして検討に時間を要し、このお便りを出すことが遅くなり、皆様方にはご心配ご迷惑をお掛けしておりますこととお詫びいたします。

別紙のとおり、入園説明会の会議録と質疑の際に「検討します」と回答した部分について、回答書をお送りいたしますので、入園申込みの際の支給認定区分の判断等の参考にして頂きたいと思えます。

なお、入園の申込みの期限を平成 29 年 1 月 13 日（金曜日）までといたしますので、提出方よろしくお願いいたします。

### 記

1. 入園説明会会議録
2. 検討課題の回答書

問合せ先  
本別カトリック幼稚園 TEL 22-2520  
本別町子ども未来課 TEL 22-8130

## 幼保連携型認定こども園ほんべつ 入園説明会 説明・質疑要旨

### 1. 開 会

#### 2. 挨拶 学校法人 釧路カトリック学園本部事務局長 鈴木英夫

今日は寒くお忙しい中、大勢の皆様にご参加頂きお礼申し上げます。

私どもの幼稚園が本別の町に開園してから 60 年が経ち、現在の園舎が新築落成してから 30 年が経過いたしました。これまで幼稚園へ対し、本別町や保護者の皆さんからご支援いただきましたことに対し心からお礼申し上げます。

来年 4 月からこども園として本別町のご支援をいただき開設します。

平成 27 年 4 月に新たな子育て支援制度が施行となることから、釧路カトリック学園の 10 の各幼稚園が、今後、どう運営していこうかと検討しておりました。

平成 26 年 9 月頃から、本別町の就学前教育・保育を今後どう進めていくかについて、子ども未来課と協議する中で、幼保連携型認定こども園として公立保育所 2 か所と幼稚園が一緒になって運営することが可能かについて協議を進めて、平成 27 年 10 月に本別町と釧路カトリック学園が本別町就学前教育・保育施設開設に関する協定を結び、本年 8 月に着工し、現在工事が進められております。

本日は、お渡しした入園のしおりに沿って説明させていただきますが、現在も本別町と協議の部分もありますが、皆様のご意見をいただき検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

カトリック幼稚園は、現在、3 歳以上のお子様だけをお預かりしております。これからは 0 歳児から 5 歳までの子どもさんを大切な時期をお子様の幸せを願ひ、将来のためになる教育・保育を職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

### 説明 別添「平成 29 年度入園のしおりに」により 岩淵園長より説明

#### 質疑

- Q 1 号認定は土曜日が休みですが、「認定こども園での一日」の土曜日には日程が記載されているがどうということか？
- A 土曜日は 1 号認定は休みですが、保護者が緊急的に特別な事由が発生した時に一時預かりとして預かる際の一日の流れを示しています（園長）。
- Q 開園日 4 月 1 日土曜日だが何をするのか？
- A 平成 29 年 4 月 1 日は土曜日だが、こども園の開園ということで園児に集まっていただきセレモニーを予定している。（園長）
- A 平成 29 年 4 月 1 日についてはこども園が新しく開園することとなりますので、土曜日ですが 1 号、2 号、3 号の園児に集まっていただきセレモニー（開園式、施設内見学等、お昼前に解散）を予定しております。暦上、当日は土曜日となります、都合がつかない保護者の方も居るかも知れませんが、平成 29 年度については、そのようにご案内したい。なお、平成 30 年度以降については今後協議をしながら進めていきます。（大橋課長）
- Q 連絡網は作らないということだが、例えば運動会の際に変更等になった時に必要でないか？
- A 何かあった時に必要であり予定でいる。今、小学校ではメールの一斉配信をしており、こども園でもできれば使っていきたいと考えているが、持っていない方も居るのでその辺も考えながら検討したい。（園長）
- A 19 ページの「プライバシーを守るために」の質問だと思います。記載中「保護者の電話番号は公表しておりません」とありますが、これは、こども園から保護者の電話番号をお伝えしないという意味です。現在、こども園の保育システムの中で一斉メールという手法もあることから、連絡網か一斉メールを検討中であります。条件として、全保護者がメールの対応となります。連絡網か一斉メールについて、もう少し時間をいただきたい。（大橋課長）

- Q バスは利用に対してどのような制限があるのか？
- A 現在幼稚園で運行しているが、それをベースに進めていきたい。利用は1月往復4,000円、片道2,000円、バス停は利用者の近くを考えており、迎えに行きたいがちょっと手が離されなくていけない、或いは何かの都合で送って行けない場合にバス停の近くの範囲で利用する方は、1回300円で利用することも可能で、幼稚園での利用と同じように進めていきたいと考えている。(園長)
- Q 距離はどうか。負簾からでも対応してくれるのか？
- A 市街地のみ。バスの乗車時間も限られており、1周り長くても40分程度という基準がある。バスの運行はハイヤー会社との契約で、以前北糖の要望もあったが対応ができず、町内の範囲のみと考えている。(園長)
- Q 出発時間についてはどうか。1号の子どもだけか？
- A 本日の入園申込書に有無を出していただき運行経路、バス停を決めていきたい。バスの運行は朝と帰り帰りを予定しており、朝は9時15分着、帰りは13時30分出発で考えている。(園長)
- A 現在3歳以上の1号のお子さんを対象に幼稚園では利用しています。バスの運行は、現在のお子さんが卒園するまでを前提としています。運行経路、時間についても現行の時間で1周りするよう考えており、細かい事については要望があってもお応えできない場合があります。(鈴木事務局長)
- Q クラス割はどのようにするのか？
- A 基本的には1号、2号のお子さんが一緒になって横割りで生活するよう考えている。たまには縦割りで交流もしていきたいと考えている。(園長)
- Q 入園の手続きで、何を提出したらよいのか？
- A 新規に入園されるお子さんは入園申込書と支給認定申請書が必要。在園児は入園申込書を幼稚園、それぞれの保育所に提出して頂く。金融機関の手続きも早めに済ませたいので北洋銀行、帯広信用金庫の口座振替用紙を用意しているので帰りにお持ち帰りいただき提出をお願いしたい。(園長)
- A 現在、北洋銀行、帯広信用金庫のほかJA本別、ゆうちょ銀行を利用されている方もおられるので、その方たちはそのまま利用できるよう手続きを進めています。(吉井事務長)
- Q 1号認定の一時預かりで、特別な事由とあるが、就労や帯広に行きたいという場合は認めてもらえるのか。夏休み・冬休みの一時預かりの給食、おやつ代はどの位か。利用料金で現在幼稚園は5分までは切り捨てになっているが、こども園ではどうか？
- A 現在町と協議中です。おやつ代は実費だけいただくがそんなに高くないと思います。(園長)
- Q その都度金額が変わる場合もあるのか？
- A 現在一時預かりの内容(利用時間、料金など)について協議中です。おやつ代がその日によって違うということにならないので、協議し後日、お知らせいたします。(大橋課長)
- Q 運動会は弁当を持って午後からも行うのか？お泊り保育で親は参加しなければならないのか？
- A 幼稚園も人数が少なくなり弁当なしで行っている。こども園は、園児数が多くなるので職員と話し合いながら子どもにとって何がベストか考えながら進めていく。お泊り保育も職員だけで進めていけるものと考えている。(園長)
- Q 親子遠足以外は親の参加はないのか。
- A 保護者の参加の行事について、1号は2号、3号に合わせるということで協議しており、現行の2、3号以上の手伝いはない。現在は、保育所も幼稚園も午前中で終わらせているが、こども園は園児

数が多くなるので、例えば出演回数が少なくなる可能性があるが、回数が減っても午前で終わらせる方がいいのか、午後までやる方がいいのか、保護者会とも話し合いをしながら、子どもや保護者にとっていい形で進めていきたい。(大橋課長)

Q 1号認定子どもの予定だが、一時預かりの夏季・冬季休業などの利用料は30分100円で決定か？

A 利用料金は30分100円で決定。時間の制限については町と協議をしている。(園長)

A 平成29年度から、町の政策として利用料保育料を大幅に値下げします。子育て支援の中で、保育所で実施している延長保育、幼稚園で実施している一時預かりの料金を値上げすることは難しいということで話し合いをしている。「一時預かりとは」一時的にやむを得ない場合であって、恒常的に預かるものではない。現在、カトリック幼稚園、釧路カトリック学園本部、本別町とで協議をしている。利用料金については保育料を下げている中で、延長保育・一時預かり保育を上げるということにはならないということで、協議済である。(大橋課長)

Q 夏季・冬季休業の一時預かりの利用料の上限はないのか？

A 利用料の上限の設定は検討項目には入っていない。2号で預かることは可能であり条件にも当てはまる。(大橋課長)

入園のしおりに一時預かりの利用方法について、「協議中」記載があるとおり、詳細が決定していない。入園の申込み期限前に、一時預かりの詳細について、お知らせをいたします。その時点で、1号認定こどもが良いのか、2号認定子どもかを選択いただきたい。2号の条件がある場合のみ1号でも2号でも可能である。1号の条件しかない場合は、2号認定にはなれない。1号か2号でお子さんを預かることとなりますので安心頂きたい。

Q 現在保育所を利用しているが、土曜日は希望保育でなくなるのか。

A 現在の土曜日の保育と変わらない。へき地保育所については、現在、南保育所において土曜日の保育を行っているものを、こども園で行うこととなる。平成29年4月からは、土曜日昼食も用意をする。保育が必要で利用申し込みがあればお預かりいたします。現在の方法と同じ要領と考えて頂きたい。(大橋課長)

Q アレルギー児の対応について病院で検査をして、検査表の提出が必要とあるがそれだけでよろしいのか。例えば診断書は必要ないのか？

A 病院でのアレルギー検査とチェック表の提出が必要だが、詳細については本別町から説明をさせていただきます。(園長)

A お子さんのアレルギー対応について、何も資料がない中で、保護者と保育教諭・園長・副園長と栄養士が詳しい話ができない、医療機関で検査した資料を基に細かな聞き取りをさせていただき、検査表のコピーも頂けるのであればきちんと保管をして栄養士とともにアレルギー食について対応していく。医師から何か指示を受けていればその旨お知らせいただければ助かるので、ご協力をお願いしたい。(岡崎)

Q 診断書は必要ないのか。

A 診断書を提出いただけると安心してお預かりすることが出来る。アレルギー食の対応には、強制ではないが診断書を提出いただくことが一番いい方法と考えています。(岡崎)

## 入園説明会での検討事項に伴う回答書

### 質問 1 1号認定の一時預かりの方法について

利用制限、おやつ費用、給食費用、時間を超過した場合の対応など

回答

「利用制限」について

- ・ 1日の利用者の人数を10人以内とします。(事前に書面による申し込みが必要です)  
利用制限の理由 一時預かり事業でお子様をお預かりする場合、保育士等資格が必要であり、保育士等の人員確保の観点から、人数制限を設けこととしました。

一時預かり事業 保護者の断続的な労働や介護などの場合や疾病、災害や事故・ボランティア活動など緊急・一時的な場合、又は保護者の私的理由の場合などにおいて保育が必要と認められる時に一時的に保育を受けることができる制度です。

なお、1カ月の就労時間が48時間を超える場合は、2号認定が可能となります。

在園児の兄姉 緊急の場合(保護者の急病、緊急やむを得ない場合)のみ、在園児の兄姉(小学校2年生まで)のお子さんの利用を可能といたします。

「おやつ費用」について

- ・ 1回 50円とします。

「給食費用(土・夏季・冬季休業)」について

- ・ 1食 200円とします。

「預かり時間を越えた場合の対応」について

- ・ 時間を1分でも越えた場合は、切り上げとします。

### 質問 2 通園バスについて

回答 現在の在園児が卒園するまでの3年間(平成29年度から31年度まで)とし、運行については、既存の市街地コースの運行とします。

### 質問 3 保育料の口座振替の取り扱いについて

回答 帯広信金本別支店、北洋銀行本別支店、JA本別、ゆうちょ銀行(本別郵便局)での口座振替を利用出来ます。幼稚園、各金融機関の窓口で手続きが出来ます。ゆうちょ銀行については手続き中です、少し、お時間をいただきます。

### 質問 4 連絡網から全件一斉メールの実施について

回答 一斉メールの配信に向けて保護者にアドレスの登録について協力をお願いします。メール以外での連絡は、こども園から直接となります。連絡網は個人情報保護の観点から現在のところ作成しない予定です。